

超越論的論理学の構成に基づく一考察

太田徹

序

本稿は、イマヌエル・カント『純粹理性批判 *Kritik der reinen Vernunft*』¹ (1781、第二版 1787、以下『第一批判』と略す) の「超越論的論理学」に見られる二つの構成の齟齬を契機として、一つの考察を試みるものである。

周知のとおり、超越論的論理学は、「分析論」と「弁証論」という構成を持つ。前者は「真理の論理学」(A62/B87, A131/B170) として、後者は「仮象の論理学」(A61/B86, A131/B170, A293/B349) として知られ、前者では『第一批判』の肯定的な議論が、後者ではその否定的な議論が行なわれる。つまり、『第一批判』が課題とした「アプリアリな総合判断」(B19) が前者において成立し、従来の形而上学に対する批判が後者においてなされるのである。このような構成から言えるのは、両者がいわば並存的に表と裏のような関係になっている、ということである。

ところで超越論的論理学には、周知の構成がもうひとつある。超越論的論理学は、伝統的な論理学に従って構成されている²。つまり、概念論・判断論・推

¹ 『第一批判』からの引用箇所²の指示方法は通例どおり。1781年の第一版をA、1787年の第二版をBとし、後にアカデミー版の頁数を記す。なお、引用文中の傍点は原文の強調を反映しただけのもので、下線は引用者による。また引用文中の〔 〕は、引用者が意味を補うさいに用いている。

² Paton[1936], vol.1. p.190.

理論、という従来の論理学の構成に対応して、超越論的論理学は、「概念の分析論」・「原則の分析論」・「超越論的弁証論」という部門を持つ。このような構成から窺えるのは、超越論的論理学はいわば段階的に議論が展開される、ということである。そのことはたとえば、「われわれのすべての認識は、感官から始まり、そこから悟性に到り、理性のもとで終わる」(A298/B355)と述べられた箇所に顕著である。

これらの構成はそれぞれ周知のものである。しかしここであらためて、その二つの構成が同一の議論(超越論的論理学)に対して用いられているということに注意を払うならば、次のような齟齬が見出されるだろう。前者の表裏的構成に従えば、カントは、「原則の分析論」で議論を完成させ、「超越論的弁証論」で論敵に対する批判を行なったと見ることができる。これに対し、後者の段階的構成に従えば、カントの議論は、「超越論的弁証論」を俟ってようやく完成することを意図していたと見ることができる。

このような齟齬はカントの体系癖に由来すると片付けられるかもしれない。しかしながら本稿では、この齟齬をむしろ手掛りとして、超越論的論理学の諸議論(とりわけ超越論的弁証論)の射程を見直すことを試みたい。

本稿の構成を述べておく。第1章では、超越論的論理学の「序論(Einleitung)」(A50-64/B74-88)³を中心にして、「一般論理学」と「超越論的論理学」、「分析論」と「弁証論」、「カノン」と「オルガノン」、「真理の論理学」と「仮象の論理学」といった語の意味の把握を目指す。そこから、超越論的論理学の上に述べたような齟齬が見出されることを確認したい。第2章では、具体的に「第三

³ 念のため、『第一批判』全体の「序論」(A1-16/B1-29)ではないので注意されたい。

アンチノミー」を議論の素材として、第1章の議論を確認したい。そのさい、上述の齟齬が、従来の理解とは異なる理解を発見するのに資すであろう。

第1章 超越論的論理学の二つの構成

超越論的論理学の「序論」では、上に述べた二つの構成の仕方に関わる語が説明されている。超越論的論理学の段階的な構成は、「一般論理学」からもたらされたものである。他方、「分析論」と「弁証論」という表裏を成す構成に関連して、この二つの語の説明はもとより、これと関連する「真理の論理学」や「仮象の論理学」や、「カノン」と「オルガノン」という語もまた、この「序論」で説明されている。この二つの構成は別々に論じたほうがよいのかもしれないが、両者はこの「序論」において密接に関わりながら議論されているので、この序論の内容を順に追うかたちで、いま述べたさまざまな語の意味を確認していくことにしたい。

1.1 超越論的論理学「序論」

一般論理学

超越論的論理学の「序論」は「超越論的論理学の理念」と題されているが、ここでは最初に論理学の分類がなされる。論理学一般がまず、一般論理学（「一般的悟性使用の論理学」）と特殊論理学（「特殊的悟性使用の論理学」）⁴とに区

⁴ 特殊論理学は「特定の学のオルガノン」（A52/B76）と呼ばれる。「それ [=オルガノン] は、たいていは、諸学（Wissenschaften）の予備学として学校においてあらかじめ教えられる。もっともそれは、人間理性の歩みに従えば、学がすでに十分にできあがり、自らの修正と完成のために最後の仕上げのみを必要とするときに初めて人間理性が到達する最後のものである」。（A52/B76）

別される。そのさい一般論理学は、次のように説明されている。

「前者〔＝一般論理学〕は、思惟の端的に必然的な諸規則——これらの規則なしにはいかなる悟性使用も成立しないのだが——を含んでおり、それゆえ、諸対象の差異を無視して、悟性使用——この悟性使用がいかなる諸対象に向けられていようとも——に関わる。」(A52/B76)

一般論理学も特殊論理学も悟性使用に関わるが、引用箇所「諸対象の差異を無視して」と述べられているように、一般論理学は悟性使用と関わるうえで、対象の差異を無視する。そのように対象が何であるかという違いにとらわれないうえ、この論理学は「一般性」を備えるのである。同様に次のように述べられている。

「この学は、一般論理学としては、悟性認識のすべての内容と悟性認識の諸対象の差異とを捨象し、思惟の単なる形式以外のなにものとも関わらない。」(A54/78)

この引用箇所でも「悟性認識の諸対象の差異を捨象する」と述べられている。ここではさらに、対象の差異の捨象とは「内容」の捨象であり、それゆえに一般論理学は思惟の「形式」にのみ関わる、と述べられるのである。

一般論理学における分析論と弁証論

ここでは「序論」第Ⅲ節（「一般論理学を分析論と弁証論とに区分することについて」）に従って、議論を進めることにしたい。

論理学者を窮地に陥れた有名な問いとして「真理とは何か」という問いがある。この問いにおいては、真理とは「認識と対象との一致」であるということが前提される。しかし、ここで問題となるのは、「真理の普遍的で確実な基準 (Kriterium)」である。

そもそも真理の基準がもつ「普遍性」と、「認識の対象との一致」とは相容れないものである。なぜなら、もしその基準が「普遍的」であるというのなら、対象の区別なしに妥当しなくてはならないはずである。認識と対象が一致するのであれば、「個別的」なものとなり、先の基準の普遍性は失われるというのである。

そこで、この真理の普遍的な基準は、認識の「形式」に求められる。とはいえ、この基準は「正しい (richtig) が、十分ではない」と言われる。つまり、たとえ論理的形式に矛盾はないとしても、依然として対象と一致しないこともあり得る。それゆえこの真理の形式的基準は、「真理の消極的条件」にすぎないのである。

ところで、一般論理学は、次のように「分析論」と呼ばれている。

「一般論理学は、悟性と理性の形式的営みすべてをその諸要素へと分解し、これらの要素をわれわれの認識のすべての論理的判定の諸原理として叙述する。それゆえ、論理学のこの部門は分析論と呼ばれることがで

き、まさにそれゆえに真理の少なくとも消極的な試金石である。」

(A60/B84)

引用箇所一般論理学が「分析論」と呼ばれているのは、それが「悟性と理性の形式的営みすべてをその諸要素へと分解」するからであろう。ここで「真理の少なくとも消極的な試金石」と述べられているとおり、一般論理学が真理の基準だといってもそれは消極的なものにとどまるべきなのである。

しかしながらこの「分析論」としての一般論理学が「弁証論」に転じる様が述べられる。そのさいに「カノン」と「オルガノン」という語が用いられている。

「それにもかかわらず、認識内容に関してまだいかに空虚で貧弱であるとしても、すべてのわれわれの認識に悟性の形式を与えるという、それほど外見的な技術をもつことのうちには、或るきわめて誘惑的なものが存している。単に判定のためのカノンにすぎないあの一般論理学は、もろもろの客観的主張を現実に産出するための、少なくとも、もろもろの客観的主張の幻影のためのいわばオルガノンとして、用いられたのであり、したがってそのことによって実際には、誤用されたのである。そこで、思い誤ったオルガノンとしての一般論理学は、弁証論とよばれる」

(A60-1/B85)

「真理の消極的基準」である一般論理学は、「カノン」にとどまり続けなくては

ならない。しかしながら、一般論理学が形式だけでなく内容に関わろうとし、「カノン」ではなく「オルガノン」として用いられるならば、そのようにオルガノンとなった一般論理学は「弁証論」となるというのである。このように同一の論理学がカノンからオルガノンとなることを通じて、分析論であるものが弁証論となる様が説明されている。

ここでこの「弁証論」の意味に注意を払うならば、『第一批判』の「超越論的弁証論」の周知の意味と同じものではないことに気づかされる。そもそも古代人の中では「弁証論」は「仮象の論理学」と呼ばれており、「詭弁的な術」であった。いままた「弁証論」もまた、『第一批判』の超越論的弁証論のように仮象を暴く論を意味するのではなく、仮象を生み出す術を意味しているのである。

とはいえ「弁証論」が一般論理学の一部門を成すにあたっては、「弁証論」はもはや仮象を生み出す術を意味するのではない。

「そのような教示 [= 仮象を生み出す術] は、いかなる仕方においても哲学の尊厳にふさわしいことではない。それゆえに、弁証論というこの名称は、好んで弁証論的仮象の批判として論理学に算入されたのであり、われわれはここでもこの名称がそのようなものとして理解されることを願うのである。」(A62/B86)

このように論理学に含められるために、「弁証論」は仮象を暴くという周知の意味を担わされたのである。

一般論理学と超越論的論理学

上にみたように「一般論理学」は、消極的に「正しさ (Richtigkeit)」に関わるが、しかし積極的に「真理 (Wahrheit)」をもたらすわけではなかった。

「しかし、認識の単なる形式は、それがいかに論理的諸形式と一致するとしても、だからといって質料的 (客観的) 真理を認識に対して作り上げるにはまだとても十分ではないのであるから、論理学の外から諸対象についてあらかじめ信頼できる情報を獲得したということがなければ、いかなる人も、単に論理学だけでは、敢えて、諸対象について判定したり、何ごとかを主張することはできない。」(A60/B85)

形式だけに関わることで「正しさ」に到達した一般論理学は、「真理」を得るためには内容を「[一般] 論理学の外 (außer der Logik)」に求めなくてはならない。そこで、そのような内容に関わる論理学として「超越論的論理学」が示唆される。

カントは一般論理学との対比で、「認識のすべての内容が捨象されるわけではない論理学」(A55/B80) を示唆していた。「超越論的論理学」は、次のように述べられる。

「そのような諸認識 [= 純粹悟性認識や純粹理性認識] の起源や範囲や客観的妥当性を規定するような学は、超越論的論理学と呼ばれねばならないであろう。なぜなら、そのような学は、単に悟性や理性の法則にの

み関わるからであるが、ただし、この学が諸対象にアプリアリに関わり、一般論理学のように、経験的理性認識ならびに純粹理性認識にそれらの区別なしに関わるのでないかぎりにおいてのみ、そうだからである。」

(A52/B81-2)

「超越論的論理学」が具体的にどのように「対象」と関わるのかは、この序論ではこれ以上の説明はない。ここでは一般論理学とは異なり、対象と関わる「論理学」が説かれている。

超越論的論理学における分析論と弁証論

このような超越論的論理学においても、分析論と弁証論の区分がある。まずその分析論（「超越論的分析論」）は、次のように述べられる。

「それゆえ、純粹悟性認識の諸要素と、そもそもいかなる対象もそれがなければ思惟されえないところの諸原理とを述べる超越論的論理学の部門が、超越論的分析論⁵であり、同時に、真理の論理学である。」

(A62/B87)

超越論的分析論は、「真理の論理学」である。なぜなら、いかなる認識もこの論理学に矛盾するときには、対象との関係を、「真理」を失うことになる」とされる

⁵ この引用箇所周辺では、なぜこの論理学の部門が「超越論的分析論」という名称を持つのかについてまでは、述べられていない。後に「この分析論〔＝超越論的分析論〕とは、われわれのアプリアリな認識全体を、純粹悟性認識の諸要素へと分解すること（Zergliederung）」(A64/B89)だと述べられている。

からである。

それでは、「超越論的弁証論」はどのようなものであろうか。結論から言えば、一般論理学の場合と同様である。つまり、「カノン」であるはずの「超越論的分析論」が誘惑されて「オルガノン」となったときに、「超越論的弁証論」となるのである。

「それゆえ、超越論的分析論はそもそもただ経験的使用を判定するカノンであるべきものにすぎないので、もしひとがこれを一般的で無制限的な使用のオルガノンとみなし、純粹悟性だけによって諸対象一般について総合的に判断し主張し決定することを敢えてするならば、超越論的分析論は誤用されることになる。したがって、そのときには純粹悟性の使用は、弁証論的となるであろう。」

ここで超越論的分析論もまた「カノン」であるのは、純粹悟性の「経験的使用」を説くからであろう。そこで、一般論理学の場合と同様に、カノンであるべきものがオルガノンと化したときには、「弁証論的」となるのである。

この「弁証論」は、一般論理学の場合と同様に、ここでもまた仮象を生み出す意味での弁証論である。さらに超越論的弁証論が超越論的論理学の一部門となるためには、同様に「仮象の批判」としての弁証論の意味に改められるのである。

1.2 「序論」の論点

このように超越論的論理学の「序論」の概観を試みた。そこで確認された論点を述べておきたい。

第一点目。「弁証論」という語には二つの意味がある。一つは、仮象を生み出す術として、もうひとつは、その生み出された仮象を批判する学として、である。『第一批判』の「超越論的弁証論」は、後者の意味で知られているが、「弁証論」の意味はそもそもそれに尽くされるわけではない。事実、『実践理性批判』の弁証論（「純粹実践理性の弁証論」）は、仮象批判の学ではない。

第二点目。一般論理学でも超越論的論理学でも共通して、カノンであるはずの分析論がオルガノンとみなされると「弁証論」となる。

第三点目。「仮象の論理学」と「真理の論理学」。「仮象の論理学」は、一般論理学と超越論的論理学の弁証論にそれぞれ、そのように呼ぶことができる（ただし厳密には、上の二つの意味の仮象を生み出すほうの弁証論について、そう呼ばれる）。しかしながら、「真理の論理学」という語は、「超越論的論理学」の分析論（「超越論的分析論」）についてであって、一般論理学の分析論についてはそうではない。それゆえ、一般論理学と超越論的論理学とを問わず、分析論＝「真理の論理学」、弁証論＝「仮象の論理学」、という理解は不正確である。

第四点目。一般論理学は、「対象の区別を無視」と述べられているが、なんらかの対象を前提しないわけではない。その点は、H・J・ペイトンも指摘している。「じつに一般的な誤りだが、カントにとって 〔一般〕論理学は思惟をあたかも思惟が対象を持たないかのように取り扱う、と言われる。〔しかし、〕カントは注意深く述べているのだが、カントが言っているのは、〔一般〕論理学は

諸対象における差異を無視する、ということであり、それはその通りである。

さらに言えば、形式論理学 [=一般論理学] はつねに思惟の諸対象が存在することを想定するけれども、そのような諸対象が何であるか、を説明する義務のもとにはない。形式論理学は単に、諸対象が与えられている、ということ想定するだけである」(Paton[1936], p.191.n.1)。

第五点目。「一般論理学」と「超越論的論理学」の関係について。一般論理学が提供できるのは、「真理」ではなく、「正しさ」にすぎない。真理を提供できるのが「超越論的論理学」である(超越論的論理学は、超越論的分析論と超越論的弁証論から成る。超越論的分析論は「真理の論理学」と言われる)。

第六点目。一般論理学の「カノン」と超越論的論理学の「カノン」とでは、真理との関わり方に関して意味の違いがある。一般論理学の場合は、それは「正しさ」を説くだけで「真理」には関わりえない意味で、「カノン」なのである。ところが超越論的論理学の場合は、経験的使用を説く意味でカノンなのである。経験的使用がなされるかぎりでは、「真理」は到達可能である。

1.3 「原則の分析論」導入部

以上の議論は超越論的論理学の「序論」をもとに展開されたのだが、超越論的論理学の構成について述べられた箇所はそれだけではない。「原則の分析論」の冒頭で、一般論理学について、次のように述べられた箇所がある。

「上述した単に形式的な論理学 [=一般論理学] は認識(それが純粹であろうとあるいは経験的であろうと)のすべての内容を捨象し、思惟(論

証的認識) 一般の形式にのみ従事するので、この論理学はその分析的部門においては理性のためのカノンを共に取り扱うことができる。理性の形式は自らの確実な指示をもち、この指令は、そのさい用いられる認識の特殊な本性を顧慮することなくアプリアリに、理性の諸々の働きをそれらの諸契機へと単に分析することによって、洞察されうる。」

(A131/B170)

ここで「この論理学はその分析的部門においては理性のためのカノンに共に取り組むことができる」と述べられた一般論理学(「形式論理学」)における理性の使用は、いかなる性質のものだろうか。

この理性使用は、先にみたどちらの意味でも弁証論的なものではない。つまり、この理性使用による論理学は、仮象を生み出す意味での弁証論でもなければ、仮象を批判する意味での弁証論でもない。あくまでそれは、カノンとしての推理論なのである⁶。

カントは他のところで、「理性の論理的使用」というものを述べている。しかしそれは、「超越論的弁証論」で述べられているのである(A303/B359ff.)。先にみた「弁証論」は、いずれの意味にしても、カノンがオルガノン化した論理学であった。この「理性の論理的使用」はカノンでありつつも、「超越論的弁証論」に位置づけられている。それゆえ、この「理性の論理的使用」もまた、論

⁶ 先にみた超越論的論理学の「序論」では、一般論理学が「純粹論理学」と「応用論理学」とに区別されているが、純粹論理学について次のように述べられていた。「それゆえ、一般的でしかも純粹な論理学は、ただアプリアリな諸原理とのみ関わり、悟性と理性のカノンであるが、しかしそれは、内容がいかなるものであれ(経験的であれ超越論的であれ)、それら〔=悟性と理性〕の使用の形式的なものに関してのみ、そうなのである」(A53/B77)。ここでは「カノン」という語が「悟性」だけでなく「理性」にも用いられていた。

理学の段階的構成が分析論と弁証論という構成に対してきたした齟齬のうちに
数え入れられるだろう。

「原則の分析論」から上に引用した箇所続けて、超越論的論理学について
は次のように述べられている。

「超越論的論理学は、特定の内容、すなわち単にアприオリな純粹諸認
識の内容に制限されているので、この区分においては一般論理学になら
うことはできない。というのは、理性の超越論的使用は、決して客観的
に妥当するものではなく、したがって真理の論理学つまり分析論には属
さずに、仮象の論理学として超越論的弁証論の名のもとにスコラ的体系
の特殊な部門を要求する、ということが明らかだからである。」

(A131/B170)

このように一般論理学と超越論的論理学の「区分」が同一でないことが述べら
れている。ついでにいえば、引用文中の「真理の論理学つまり分析論」は、先
の考察からすれば、「超越論的分析論」であろう。さらに引用文中の、「仮象の
論理学」という語は、「理性の超越論的使用」や「スコラ的体系」と関連づけら
れている。このことから、上でみたように「仮象の論理学」という語は、仮象
を批判する論理学としてではなく、仮象を生み出す論理学として、つまりオル
ガノンとしての論理学として用いられている。

第2章 超越論的弁証論の積極的側面

超越論的分析論が「真理の論理学」としてカントの積極的議論の場であるならば、超越論的弁証論が「仮象の論理学」としてカントの消極的議論の場だと考えられる。前者において、『第一批判』の課題である「アプリアリな綜合判断」の成立が説かれ、その成果をもって後者において従来の形而上学概念にみられる誤謬推理等が批判される。すると、カントの積極的議論は、「判断」論の次元にとどまり、「推理」論の次元には存しないのだろうか。

ここで齟齬をきたしている先の二つの構成のうち、段階的構成の観点を押し進め、「超越論的弁証論」におけるカントの積極的議論の可能性を模索できないだろうか。その場合、「力学的アンチノミー」をカントの積極的議論として挙げることができるだろう。以下、その一つである「第三アンチノミー」をとりあげ、上の二つの構成の齟齬を手掛りとして、従来見落とされてきた問題の指摘を試みたい。

第三アンチノミー

周知のとおり、『第一批判』の「第三アンチノミー」は、自然法則と自由の対立を説いている。その解決について述べた箇所（「世界の諸出来事のその諸原因からの導出の全体性に関する宇宙論的諸理念の解決」（A532/B560ff.））において、その対立はまた次の二つの「因果性（Kausalität）」の対立とも言い換えられる。

「生起するものにかんしてただ二様の因果性だけが思惟されうるが、つ

まりそれは、自然に従う因果性 (Kausalität nach der Natur) かそれとも
自由からの因果性 (Kausalität aus Freiheit) かのどちらかである。」

(A532/B560)

ここに述べられる二つの因果性は、以下煩雑を避けるため「自然の因果性」「自由の因果性」と略すことにする。ところで、「自然の因果性」については、続く箇所ですべてのように述べられている。

「感性界の諸出来事すべての不変的な自然法則に従う汎通的な連関についてのかの原則の正当性は、すでに超越論的分析論の原則として確立していて、いかなる断絶も被らない。それゆえ問題はまさしく次のことである。それにもかかわらず、自然に従って規定されているのとまさに同じ結果にかんして、自由もまた成立しうるのか、それとも、後者〔＝自由〕は前者〔＝自然〕の傷つけられざる規則により完全に除外されているのか。」(A536/B564)

このように、自然の因果性の内実は「超越論的分析論の原則」だとされている。

「超越論的分析論の原則」とは、ここでは因果性に関わる原則のことであるから、「経験の第二類推」(以下、「第二類推」と略す)が証明した「原則」のこととなる。それゆえに「自然の因果性」とは「経験の第二類推」だということになる。この引用箇所ではカントは、第二類推によって「自然の因果性」はすでに確立済みとしている。自然の因果性の成立を前提したうえで、カントは、自由

の因果性との両立の議論に進むのである。

自然の因果性は「予言」をも可能にする

しかしながら、本当に「自然の因果性」は第二類推なのであろうか。両者の比較を行なうならば、自然の因果性は第二類推とただちに同一視できないと思われる。たとえば、次の箇所においては、自然の因果性について「予言」というものが可能だと述べられている。

「この経験的性格自体は、結果としての諸現象からそして経験が提示するその〔＝結果としての諸現象の〕規則から引き出されねばならない。それだから、現象における人間の諸行為すべては、彼の経験的性格およびともに作用する他の諸原因から、自然の秩序に従って、規定されている。そして、もし仮にわれわれが彼の意志の諸現象すべてを根底にまで探求できるとすれば、次のような人間的行為は、つまり、それをわれわれが確実さをもって予言する (vorsagen) ことができずそして先行する諸制約から必然的だとして認識しえないような人間的行為は、ただひとつも存在しないであろう。」(A549-50/B577-8)

引用箇所にある「経験的性格」とは、人間の行為のうちで自然の因果性の支配を受ける側面である。ここでは、自然の因果性に従えば、人間の行為には「予言」されないものはない、という特徴に注目しておきたい。

経験の第二類推

ところが、もし「自然の因果性」が第二類推だとすると、第二類推の証明から、上で述べられたような「予言」など可能であったらうか。ここで経験の第二類推の証明の妥当性を検討することはできないが、本稿の議論に資する限りで以下のような特徴を挙げるができると思われる。

第二類推の証明は、いまここに二つの知覚が与えられることを前提にして始められる。カントの挙げた例でいえば、一軒の家屋の屋根の部分の知覚と、土台の部分の知覚である。この二つの知覚は、このままではばらばらで、家屋全体の認識とはならない。それらが認識となるためには、「総合」が行なわれなくてはならない。

こうした諸知覚の総合（「把握の総合」）は、つねに「継起的」とならざるをえないとされる。つまり、家屋の屋根の知覚と土台の知覚は、つねに一方が先で他方が後というかたちで時間的順序に並べ直されて総合されるのであって、両方同時には総合されない、というのである。このように認識主観の側では継起的とならざるをえない諸知覚の総合からは、はたして認識対象の側でも継起しているのかどうかは、わからないということになる⁷。つまり、家屋の屋根と土台のそれぞれの知覚が、継起的に総合されるからといって、家屋自体が継起しているかどうかはわからないのである。

この対象の側の関係（「客観的關係」）が規定されるためには、総合の順序について必然性を具えた「概念」によって、総合がなされなくてはならない、とされる。この概念が、「原因と結果との関係の概念」である。このようにして、

⁷ 「ただ知覚によるだけでは、相次いで継起する諸現象の客観的〔＝対象の側の〕関係は、

諸現象の継起を因果性の法則に従わせてはじめて、認識が可能となる。

「自然の因果性」≠第二類推

このような第二類推の証明の前提から、先にみた「自然の因果性」が説くところの「予言」などというものが可能であろうか。この前提からは、「予言」は不可能だと思われる。そもそも「予言」とは、未来の出来事に関するものである。すると二つの知覚、すなわち現在の知覚と未来にある知覚とが、綜合されることになる。しかしながら、そのようなまだ与えられてもない知覚に対して、綜合を行うことができない。したがって、上にみた第二類推の証明の前提からは、たとえ目の前に与えられた二つの知覚に限って因果関係の証明がなされたとは言えたとしても、「予言」が可能となるような因果関係の証明までなされたとは言えないと思われる。

このことは、「第二類推」と「自然の因果性」の、それぞれの『第一批判』における位置づけの違いから、明らかであろう。第二類推は「原則の分析論」に属す。これに対し、自然の因果性は、「弁証論」（具体的には、第三アンチノミーの「反対命題」の主張）に属す。ところで、『第一批判』の構成は、伝統的な論理学の区分に従っている。つまり、同論理学における、〈概念－判断－推理〉に対応して、『第一批判』では〈「概念の分析論」－「原則の分析論」－「弁証論」〉が配置されているのである。そのような『第一批判』の議論の段階を考慮するならば、第二類推が扱うのは「判断」であり、これに対し、自然の因果性が扱うのは「推論」なのである。換言すれば、第二類推が証明したのは、「因果

未規定なままである」(B233-4)

判断」というべきものであり、他方、自然の因果性として説かれているものは、「因果推論」とでも呼ばれうるものである。「判断」は、それが複数あってはじめて「推論」となる。このような「判断」と「推論」という議論の段階の違いから、「第二類推」がただちに「自然の因果性」だとすることはできない、と思われる。

第二類推の解釈の妥当性はさておくとしても、このような議論の段階の違いは、従来のカント自由論研究では見落とされてきた問題だと思われる。私見では、ほとんどの従来の研究は「自然の因果性」と「自由の因果性」との対立から議論を始めているように思われる。自然の因果性の内実が上にみたように「経験の第二類推」が証明する純粹悟性原則であるとして、両者の異同の検討がなされないままであったと思われるのである。「自然の因果性」と「自由の因果性」との対立の問題は、本稿が述べた超越論的論理学の表裏的構成と関わる問題である。これに対して、「経験の第二類推」と「自然の因果性」の異同の問題は、本稿の超越論的論理学の段階的構成に関わる問題である。

理性の統制的使用

以上の議論は「経験の第二類推」と「自然の因果性」の相違の指摘ではあるが、「超越論的弁証論」ではその相違をなくす試みもまた見出される。たとえば、次のような箇所がある。

「さて、これらの理念〔＝宇宙論的理念〕を一つの原理に従って体系的正確さをもって枚挙し得るためには、われわれは第一に次のことに注意

せねばならない。つまり、純粹で超越論的な諸概念が生じうるのは、ただ悟性だけからだということ、理性はそもそも概念を生み出さず、せいぜいのところ可能的経験の不可避的な諸制限から悟性概念を解放するにすぎず、したがって悟性概念を経験的なものの諸限界を越えて、しかしそれでも経験的なものとの連結において、拡張しようとする、ということである。」(A408-9/B435-6)

この箇所においては、悟性と区別された「理性」の役割が述べられている。なるほど理性は「理念」をもたらす。しかしながら、悟性とは独立に理性が理念をもたらすのではない。理性が悟性を経験的な制限から「解放する」ときに理念は生じるとされている。

引用文中の「悟性概念」とは「カテゴリー」のことである。たとえば因果性のような系列を生み出すカテゴリーを、理性が経験を俟たずに使用した場合に「宇宙論的理念」が生じる。

もっともこの「理念」は、カントの立場からすれば、実体化されるものではない。あくまで、系列の前の項へ遡ることを促すだけのものである。これこそが、理性の「統制的使用」(cf., A508/B536ff.) と呼ばれるものである。

このような悟性と理性の関係をみるならば、「第二類推」と「自由の因果性」との関係は次のように理解されるべきであろう。第二類推においては、因果性のカテゴリーの「経験的使用」の姿が述べられる。しかし、その姿がすべてではない。弁証論における理性の統制的使用により、第二類推での議論のいわば拡張が試みられる。こうした拡張により、因果性のカテゴリーは、先に述べた

「予言」をも扱えるものに近づけられている。

以上の「拡張」の議論は、「超越論的弁証論」に積極的議論を探し出そうとする議論だと言えるだろう。超越論的弁証論は、従来の形而上学的概念の批判に尽きるのではない。言い換えれば、超越論的弁証論は、超越論的分析論の「裏側」の議論に尽きるのではない。超越論的論理学は、「超越論的分析論」で事足りるのではなく、「超越論的弁証論」に進んではじめて完成すると言えるのである。因果性の議論は、「経験の第二類推」で完成するのではなく、「第三アンチノミー」にまで進まねばならない。しばしば、ヒュームの懐疑論に対するカントの応答は、「第二類推」だけがその考察の対象とされがちであるが、しかしながら第三アンチノミーにおける「自然の因果性」もまた含められねばならないということを、上の議論は示していると言えるであろう⁸。

結語に代えて

本稿は『第一批判』超越論的論理学における、二つの構成の間に横たわる齟齬を指摘し、その齟齬を手がかりに議論を進めてきた。段階的構成を述べるために、悟性と理性を別個のものと扱いすぎたかもしれない。また、経験の第二類推と自然の原因性の異同という問題も、今後の課題としたい。

⁸ もっともこのような「拡張」だけで、第二類推の原則が「自然の因果性」と等しいものとなったとは本稿は考えていない。